

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細							
国名		1					
税種目		2					
納付確定日又は納付日		3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
納付人 外国税額	課税標準(収入金額)	4					
	税率(%)	5					
	税額 (4) × (5)	6					
納付したとみなされる 外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7					
	上記(7)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (4) × 税率	8	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
	みなし納付外国法人税額 (8) - (6)	9					
控除対象外国法人税額は額	外国法人税額の合計 (6) + (9)	10					
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (4) × (10%又は15%)と(10)のうち少ない金額	11					
	(6)と(11)のうち少ない金額	12	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	(11) - (12)	13	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (12欄の合計)	14					円
	納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (13欄の合計)	15					円
所得率の計算							
事業年度又は連結事業年度	所得金額仮計又は個別所得金額仮計 (別表四「22の①」又は別表四の二付表「33の①」)	受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八「12」、「24」又は別表八の二「26」)	分割前事業年度等の欠損金の損金算入額	控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額 (別表六「6の③」又は別表六の二「22」)	損金算入外国法人税額又は損金算入外国法人税額の個別帰属額	調整所得金額又は調整個別所得金額 (16+17+18+19+20) (マイナスの場合は0)	総収入金額等
	16	17	18	19	20	21	22
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
当期分							
計							
所得率 (21の計)/(22の計)	23						%

別表六(四の二)の記載の仕方

- 1 この明細書は、令第142条の3第2項各号《控除対象外国法人税の額とされないもの》に規定する内国法人が、法第69条第1項から第3項まで《外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合（令第155条の27第2項各号《個別控除対象外国法人税の額とされないもの》に規定する連結法人が、法第81条の15第1項から第3項まで《連結事業年度における外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合を含みます。）又は租税条約に定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合で、当期において納付した利子等に係る外国法人税額及び納付した利子等に係る外国法人税額とみなされたものの額について記載します。この場合、控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額が課されたことを証する書類その他規則第29条の3各号若しくは第37条の6各号《外国税額控除を受けるための書類》に定める書類又は租税条約実施特例法施行省令第10条第1項《みなし外国税額の控除の申告手続》に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を基礎として記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

（注）令第142条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事業以外の事業を主として営む内国法人で同項第4号かつこ内に規定する割合が20%未満である法人（令第155条の27第2項第1号から第3号までに掲げる事業以外の事業を主として営む連結法人で同項第4号かつこ内に規定する割合が20%未満である連結法人を含みます。）の利子等に係る外国法人税額については、この明細書ではなく、別表六(四)により控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額の計算をします。
- 2 既に課された利子等に係る外国法人税の額で当期において増額又は減額されたものがある場合には、控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額の再計算に係る明細を別紙に記載し、増額又は減額されたこととなる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額を「納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額14」又は「納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額15」の各欄の金額に含めて記載してください。
- 3 各欄中金額を記載するものにあつては、「12」及び「13」の各欄のかつこ書並びに「14」から「22」までの各欄を除き、その外国法人税を課す国又は地域における通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 4 「課税標準（収入金額）4」には、その外国法人税を課す国又は地域において課税標準とされた金額を記載します。
- 5 「納付外国法人税額」の各欄は、当期において納付すべきことが確定した利子等に係る外国法人税額について記載します。
- 6 「納付したとみなされる外国法人税額」の各欄は、租税条約において定めるところにより、当期において納付したとみなされる外国法人税額を計算する場合に記載します。
- 7 「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額11」は、「所得率23」の割合が10%以下である場合には「又は15%」を消し、その割合が10%を超え20%以下である場合には「10%又は」を消し、その割合が20%を超える場合には「(4)×(10%又は15%)と」及び「うち少ない」を消して記載します。
- 8 「(6)と(11)のうち少ない金額12」及び「(11)－(12)13」のかつこ内には、その本書の金額の円換算額を記載します。
- 9 「所得率の計算」の「事業年度又は連結事業年度」の各欄は、当期及び前2年以内の各事業年度（連結事業年度に該当するものがある場合は、当該各連結事業年度を含みます。以下同じ。）について当期に最も近い事業年度の分を最下欄に記載し、順に古い事業年度を上欄に記載していきます。
- 10 「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額18」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 連結事業年度以外の各事業年度にあつては、令第112条第12項《分割前事業年度等の欠損金の損金算入》の規定の適用を受ける場合において、同項の規定により損金の額に算入する金額を記載します。
 - (2) 各連結事業年度にあつては、その連結法人に係る別表四の二附表の「8の④」の金額を記載します。
- 11 「総収入金額等22」には、令第142条の3第2項各号又は第155条の27第2項各号に定める金額を記載します。この場合、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。